

平成29年度第1回瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議議事録

1. 日時 平成29年7月19日(水) 13:00～15:10
2. 場所 瑞浪市役所西分庁舎1階会議室
3. 出席者 橋本 孝晴 (座長)
高橋 宗彦
佐伯 淳一
柴田 勝久
安藤 雅子
加納 明子
小倉 恭子
安藤 幸広
正村 和英
[名簿順、敬称略]
4. 事務局 梅村 修司(企画政策課長)
加藤 昇 (企画政策課企画政策係長)
奥村 香織(企画政策課企画政策係)
5. 日程
 1. 委員自己紹介
 2. 議事
 - (1)座長選出
 - (2)瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理について
 - (3)推進会議の運営・スケジュールについて
 - (4)総合戦略掲載事業1次評価及び2次評価について
 3. その他

事務局

それでは皆様、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、今年度、第1回目平成29年瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を開催いたします。本日、後ほど座長さんを決めていただきますが、それまでは冒頭、事務局で進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

この会議ですが、第1回目ということで説明させていただきます。国は平成27年に「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。これは大正以来国勢調査を行っておりますが、有史以来、一昨年の調査で初めて日本人口が減少に転じました。人口減少対策は国が対策をしておりますが、国だけではなく、市町村も各地域の特性を生かして、人口減少問題を国と地方が一体となり取り組むことで東京への一極集中を是正し、各地方を元気にすることで、国全体の活力を維持するため、まち・ひと・しごと創生法を施行し、各市町村においてもまち・ひと・しごと総合戦略を策定しております。

瑞浪市においても平成27年に初版となります総合戦略を策定いたしました。立ち上げに際しては市長を座長として策定いたしました。昨年からは総合戦略を進めていくために産官学金労言の代表の方々に忌憚ないご意見をいただきながら見直しを行っております。評価としては今年度が2回目となります。平成29年度は昨年の評価を持ってすでに事業を進めておりますが、本日は28年度の事業を評価していただき、来年度以降、この推進会議でいただいたご意見を参考に本年度中に第3版を作成いたしますので、そのための意見をいただく会議ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

お忙しい中、平日の昼間にお集まりいただき、大変恐縮ではございますが、9月までにこの会議を3回予定しており、皆様のご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、レジュメに沿って進めさせていただきます。本日第1回目となっておりますので各委員さんに自己紹介をお願いします。

(各委員 自己紹介)

事務局

それでは、次に、2「座長選出」に移ります。資料の「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議開催要綱」第4条の規定により、座長の選任は委員の互選によることとされておりますが、この方法につきまして、いかがでしょうか。

委員

事務局のほうで何か案はありますか。

事務局

事務局の声をいただきましたが、よろしいでしょうか。

<意見なし>

事務局

それでは、事務局としましては、昨年も経験していただいておりますし瑞浪商工会議所専務理事の橋本委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

<賛成の拍手>

事務局 異議なしでありますので、座長には瑞浪商工会議所専務理事の橋本委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

それでは、橋本委員に座長席にお移りいただき議事の進行をお願いいたします。

座長 本日はご多用のところ、ご出席いただきありがとうございます。

座長に選任されました、瑞浪商工会議所専務理事の橋本でございます。昨年も委員長をやらせていただきまして、まだまだ分からないことも多いですが、今年度もなんとか進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

冒頭、事務局からも説明がありましたが、瑞浪市は、第6次瑞浪市総合計画に基づき、一昨年度策定した瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略など効果的な施策の推進に努めているところです。将来都市像である「幸せ実感都市みずなみ」の実現に向けて、各分野の有識者の皆さまのご意見ご提案をいただくことで、計画の実効性が高まり、地方創生を推進していけることとなりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次第にしたがいまして、議事に入りたいと思っております。

まず、議事2、(2)瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理について、事務局から説明願います。

【(2)瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理について、(3)推進会議の運営・スケジュールについて】

事務局 (「資料2. 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理について」に基づき説明) ファイルにとじられている資料2をご覧ください。

国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づきまして、昨年の10月に「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。これを効果的・効率的に推進していくために有識者の皆様の評価をいただくことで進行管理をしていきたいと思っております。効果検証としては、国の地方創生交付金の効果検証の手法を活用して、効率的な検証を行ってまいります。まず、1次評価として77のすべての事業を市役所の各担当課が内部評価しております。その評価結果は後程説明いたします。皆様には2次評価として、外部の視点で評価をしていただきます。すべての事業を評価していただきたいところですが、時間の関係もあるため、総合戦略が5年という期間を設けておりますので、その5年間で順番にすべて評価していきたいと思っておりますので、今年度は地方創生交付金を活用した事業を優先的に抜粋し、そのほかにも選定を行い、毎年10～20事業を評価していきます。今年度は15事業です。評価項目は1次評価と同様の項目を使用しますが、これも後程説明します。

この会議は今回の会議を含め7月から10月までの4回を予定しており、最後の1回は座長の橋本様のみ出席とさせていただき予定です。まずは、皆様に2次評価をしていただき、意見交換をする場として考えていただければと思います。

この会議では報酬は1回につき5,000円支払いをいたします。

皆様の効果検証と意見交換の結果を意見書という形で市長に提出いたしますが、その後は市の執行部で組織します本部会議で総合戦略全体のマネジメントサイクルに基づくフォローアップと見直しを行い、今後の方針をまとめます。

(資料2の4、スケジュール)

9月までに3回の会議

10月に座長が市長へ意見書の提出

年明けには第3版を公表し、委員へ配布

市議会やHPで公表

資料3-1 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議開催要綱

資料3-2 瑞浪市附属機関及び懇談会等の会議の傍聴に関する要綱の説明

資料4 瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略進行管理スケジュールでは、資料2で説明をしたスケジュールが図であらわされている。

すみません、議事の(2)と(3)まで説明いたしました。

座長 皆さん、ご質問等は、よろしいでしょうか。

<意見なし>

座長 今、事務局のほうから説明がありましたとおり、77事業のうち今回は15事業を評価するということになります。3回の会議で15事業をやるというのは非常にタイトになってきます。まず、説明を受けて、それに対して評価するという流れになりますが、昨年と同様に行いましたが、どうしてもその場ではすべて評価できず、持ち帰って評価していただくことになると思います。そこはご理解いただきたいと思います。

資料6がございしますが、そのピンク色の部分に評価を入れていただくことになりまして、あとでデータが必要な方は事務局から送ってもらいます。

改めて、ご質問はよろしいですか。

<意見なし>

座長 では、皆様には本日7事業の説明を聞いて、次回8事業で、全部で15事業の評価をしていただくということで、事務局から議事(4)について説明をお願いします。

【(4)総合戦略掲載事業1次評価及び2次評価について】

事務局 資料5の説明の前に、参考資料「瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略第2版」について

説明いたします。資料の後方にあります、参考資料をご覧ください。

こちらが瑞浪市版の総合戦略というものになります。最初のほうでは人口動態を分析したものがあり、そのあと総合計画の事業の中でも人口減少と地域活性化の事業について抜粋したものが25ページから最終頁まで記載があります。ここに基本目標ごとの数値目標、これをKPIといいます、これによって市の事業がどうであったかを評価していただくこととなります。この目標に対して簡単にクリアしているものもあれば、まったく達していないものもあります。そういった面では、KPIが適切なのかも含めて皆様に判断していただきたいと思えます。

今、説明いたしました第2版の事業がすべてA3横長の資料5に1次評価とともに記載されています。そして、資料の最後2枚には皆様に評価していただく対象の15事業が抜粋してあります。1枚目の事業を本日、2枚目の事業は次回第2回の会議で説明していく予定です。

評価対象事業は本日お配りした資料6で示してありまして、本日さっそく事業担当課がまいります、その7事業を説明いたします。資料6は皆様に評価していただくシートになり、下部には事業効果、事業評価という評価項目について記載があります。これは1次評価と同じ項目となりますので、皆様には1次評価と同じ目線で評価をしていただきたいと思えます。表のピンク色の部分を皆様の経験や立場からご記載いただきたいです。説明は1事業ごと質疑を含めて10分くらいで考えております。不明な点はその都度聞いていただく形で進めていきたいと思えます。

座長 皆様、ご質問等はよろしいですか。

委員 ちょっとよろしいですか、少し補足をさせていただきたい。

先程少し事務局が説明をいたしました、瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略について説明したいと思います。お手元にあるのは第2版で今年のこの会議で評価を受けた後に作成したものです。ご覧いただくと様々書いてありますが、これは人口減少に特化しているものでこれをなんとか克服するためにスタートしたものです。国が作った創生法を基に瑞浪市版として作成されたものです。内容としては、いろいろな表があり人口ビジョンや人口推計の表がありますが、2頁にあります動向分析では人口は2000年辺りのピークから急激に減っていき、2040年には30,000人を割り込んでしまうような推計となっており、これを少しでも人口を増とまではいかななくてもキープする、もしくは減少を少なくしていくための取り組みをまとめたものがこちらになります。さらに、23頁辺りは人口の将来展望についてざっくりと示してありますが、先程の数字でいえば30,000人を割り込むのではなく、将来34,000人程度を確保するのを目指した形となっております。そこから24、25頁でどういったことを取組んでいくかが書いてあり、以降の頁では先ほども事務局が申し上げましたが、具体的な施策ごとに重要業績評価指標といいます、KPIを設定しまして、各事業が記載してあります。たとえば、36頁の最初でいいますと、移住定住相談窓口業務、市民協働課と書いてありますが、事業内容と指標として移住定住の相談50件、27年には82件あったので、おおむね達成と評価されている。このような内容について、先程説明のあったA3横長の表(資

料5)があり、表の中央に昨年の実績値が82件、今年度の実績値66件ということが記載してあります。それについて、実績値の横には担当課の1次評価として事業効果がB、事業評価が◎ということで、書いてありまして、そのほかの事業も同様です。今回はこのうち15の事業を選び出してありますので、それについて皆様のご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくをお願いします。

座長 ありがとうございました。
 他はよろしいですか。
 それでは早速はじめていきたいと思います。
 では、健康づくり課からお願いします。

事務局 資料6の1枚目をご覧ください。

(健康づくり課:妊婦健康診査助成事業)

担当課 健康づくり課の和田です。よろしくをお願いします。
 事業名は妊婦健康診査助成事業となります。この助成事業は子ども子育て支援法に基づく事業となります。地域子ども子育て支援事業として妊婦健康診査を位置付けています。具体的には妊婦健診の実施につきまして望ましい基準、妊婦健診回数と実施時期、検査項目を子ども子育て支援法で定めております。当市はこの望ましい基準の検診項目に対する費用助成を行っております。

 重要事業評価指標としまして妊娠11週までの妊娠届出率としております。妊娠届によって母子健康手帳と、14枚の妊婦健康診査受診表を交付いたします。望ましい基準で妊婦健診を受けていただくには妊娠初期に妊娠届出を行っていただく必要があります。実施状況としましては妊娠11週までの93.7%で目標数値を達成しました。9割以上のものが妊娠初期から検診を受け健康管理に役立てております。妊婦健診の回数については国の示す望ましい回数、これは妊娠40週までで14回程度となっており、1人平均在胎週数、お腹の中に何週子どもが在胎するかという週数ですけれども、これが平均しまして38.6週となっております、よって妊婦健診は平均12~13回利用をしているところであります。問題課題については特にありません。子育ての経済支援が妊娠期の健康管理につながっております。具体的改善内容も特にありませんが、健診結果を次の妊娠に向けた健康管理、将来を見据えての生活習慣病対策にも役立てていきたいと思っております。

 予算ですが、この14回で一人当たり119,650円となります。実際に平均に12回~13回ということですので、14回の受診券が5,150円になるものですから、それを差し引いた金額を予算化しております。以上となります。

座長 ありがとうございます。
 何か皆様のほうからご質問やご意見はありませんか。

- 委員 この助成というのは最初から瑞浪市で診ている人だけですか。自分の娘が名古屋だが、実際瑞浪市で産むようにしている。その場合はどうなるのか。
- 説明者 それぞれの住民票があるところで受診券を発行しています。私たちは県内と県外とで分けており、県外の方とは契約ができないので、いったん窓口で支払いをしていただき、後で償還払いという形で助成を行っています。
- 委員 妊娠届出率は93.7%ということですが、全国的な平均はどのくらいか。
- 説明者 実際にこのような統計がないため、私たちが市で集計したものにつきましては、それぞれ出産に対して何週で出産されたかをすべて聞き取りしております。それを合計したものです。こういったものを比べる報告がありません。
- 委員 他市町村と比べて高いとか低いとか、我々では瑞浪市の値が高いかどうかわからない。
- 説明者 比較できる資料があるか、後ほど回答いたします。
- 委員 そうですね、それによってこの目標値が適切かどうかとも分かると思うのでお願いします。
- 委員 担当課と事務局にも質問がありますが、まず比較の参考とさせていただきたいのは、1人当たり助成費用が11万程度ということですが、だいたい実際出産に係る費用はいくらくらいでしょうか。
- 説明者 この約11万という費用は国が望ましい回数と内容ということで積算しておりますが、例えば妊婦検査項目の中では超音波検査というものがあり、これは医療機関の中には毎回行う医院もあり、医療機関の差がありわからない。助成は費用の一部ということで、出産にかかる費用の全額はわかりません。
- 委員 わかりました。一方で、こういういった支援事業ですね、分かればなんです、他の自治体でもやっているかと思いますが、そういった情報があれば教えてください。また、これから評価するうえで確認ですが、KPIに基づいてA、Bとか評価がありますよね。例えば、今回であれば目標が92%で、93.7%という実績値がある。評価基準を見るとBの評価では「目標値を上回ることがなかったものの目標値を相当程度達成した」とありますが、確認ですが、目標値を上回っているけれども、目標値を上回る率が低かったり、あるいはほぼ目標値だったりする場合はAではなくBというようなざっくりとした形で見たいければよろしいでしょうか。
- 委員 本来は単純に見ればいいと思います。そのための指標ではある。

委員 一方でほかの事業では目標値が100%だったり、1件だったり、目標値が絶対値というものがあつたりするのですが。

委員 目標値をそのようなものに設定したこと自体いけないことかもしれませんが、担当課になぜその評価に至ったのかを確認しないといけませんね。今回なぜBにされたのか。

説明者 Aで良かったとは思いますが、気持ちの中ではまだまだ上を目指したいという気持ちでBを選びました。

委員 逆を言えば6.3%以外の人は届けていない。

委員 そういう場合はどうなるのか。届けていないということですか。

説明者 今回の計算の分母は妊娠の届け出をした方となります。妊娠をした方で11週までに届けて出た方が分子となる。届け出をしていない方は数値には含まれていません。

委員 なるほど、そういうことですか。届けていない人が何人いるかはわからないということですね。

説明者 はい、昨年度でいえば、出産後に母子手帳を受け取りに来た方は1名いらっしゃいますが、あとは11週以降に受け取りに来た方がほとんどです。なので、分母は届け出を出された方全員となります。

委員 つまり、数値的には100%になるんですね。

説明者 そうです。

委員 届け出なかった人がいるかわからないかはわからない。

委員 そうですよね。

委員 どうして、この指標を設定したのかも教えてほしい。

説明者 11週というのは妊娠3ヶ月に当たります。その3ヶ月までに来てほしいと思っております。国の望ましい検診の受け方ということでいいと思いますと少しでも早く届け出をしていただき、妊娠初期の健康管理が大変重要となっておりますので、出来る限り早くという思いで設定しました。

委員 14回で11万ほどというのは、どのように計算しているんですか。

説明者 この算定につきましては県の医師会との契約の金額となっております。県の医師会は国が定めた基準としている望ましい検診項目に医療点数を当てはめまして、計算した結果の数値となります。先程、他市の状況のお尋ねがありましたけれども、岐阜県内につきましては2年前からどの市町村も統一されました。ただ、県外はまだその基準に至っていない自治体もあるそうです。

委員 確かに医療機関に受診の助成はとてもありがたいですが、公共交通の不便が気になります。妊婦の方が病院へ行く手段も考えていただきたい。本当に子どもが減ってきているように思う。妊婦の方は病院に行くのも大変です。

説明者 そうですね。そのような方は妊娠中はもちろん、出産後も大変かと思います。子育て支援として広い視点で考えていくところだと思います。

委員 そもそも、医療機関が瑞浪市にはないでしょう。数が減ってしまって。

説明者 はい、減っております。1機関ですね。

委員 それが根本ですよ。前は菱田さんがやっていたけど、やめてしまった。今は塚田さんだけ。助成をしても産む場所がなくなるというのはすごく問題だから、そこを何とかしてもらいたい。お願いします。

座長 その他よろしいでしょうか。ありがとうございました。

事務局 すみません。加納さんがいらっしゃいましたので、自己紹介をお願いします。

(加納委員:自己紹介)

では、みずなみ健康21推進事業を健康づくり課よろしくお願いします。

(健康づくり課:みずなみ健康21推進事業)

説明者 評価シートをご覧ください。基本目標は「元気な暮らしを応援する」という目標になっております。こちらの事業ですが、健康増進法に基づきまして市の健康づくり計画というものがござります。瑞浪市版として第2次に沿って進めていく事業となります。乳幼児から高齢者までを対象とした、特に生活習慣病予防に重きを置いた事業の一部を挙げております。

こちらに挙げています事業としては食生活、栄養面で地域に大切さを伝える、食生活改善推進委員という方がいらっしゃいます。その方々が地域に伝達活動、教室、または心の健康面では自殺予防のための研修会、喫煙対策の面では個別的に禁煙支援のためのサポ

一ト。そして、早期生活習慣病予防のための検査を実施しております30代対象とした検診などが挙げられます。こちらの健康づくり事業の方はできる限り多くの方に参加、受診してもらうことが、まず大切になってきます。実施状況としては、食生活改善推進委員の地域伝達活動は平成28年度447名の参加。こちらは27年度237名でした。自殺予防研修会は40名、27年度は15名でした。30代検診は306名、前年度は272名。いずれの事業も参加者数は増加しています。しかし、一方で参加しただけで終わってしまわないように、そのあとどうするかが大切なことだと考えております。1人1人が事業に参加することで生活習慣の改善、見直しにつながることで、具体的には健康状態が良くなることということで、目標指数に挙げておりますように血圧値の上が140、下が90以上の割合が少しでも減るようにこと思い、目標を定めました。結果的には27年度29.8%には28年度は29.5%ということで、ほとんど変化の少ない結果ですが、若干数値は減っております。その前の、平成25年度では32%ほどですので、数年前に比べて減っているのではないかとということで、事業評価はCとさせていただきます。

今後の改善点としましては、参加者の1人1人が自分の健康状態を確認できる場面を各教室などで取り入れていくこと。そして、事業に参加したことで、自分の検診結果をみて、改善しよう、また検診を受けようと繰り返す流れができるような、そのような行動につながるようにできればと考えております。その辺りを改善点としていきたいと考えております。こちらに挙げました事業以外にも健康づくりに関係ある事業はいくつかあります。健康づくり課だけではなく、ほかの関係団体さまのご協力を得ながら健康づくりの数値を上げていきたいと思っております。そのご協力を続けていけるようにしていきたいと思っております。

以上です。

座長 ありがとうございました。なにか、質問意見はありませんか。

委員 この目標の策定理由と目標値設定について教えてください。

説明者 みずなみ健康21という計画書がありまして、こちらでも同様の目標を設定してあります。現在、計画策定時は32%ほどでした。全体の数値を下げっていくことは簡単ではありません。1年で1%下がっていければということで、25%が望ましいところではないかというところで設定いたしました。

委員 受講者が多いのか少ないのかわからない。

説明者 他市と比較することができない数値でして、市の過去実績値と比べると少しずつ増加はしています。

委員 実施状況に地域伝達活動で111回447名と記載がありますが、1回4人くらいということですか。

説明者 数値誤りです。20回447人です。111回とは推進委員の数でした。

委員 この事業はどこにお知らせが？広報ですか。

説明者 地区公民館だよりですとか、食生活改善推進委員さんが個別にお知らせしていたりします。

委員 いままで、あまり聞いたことがなかった。どういった活動内容なんですか。

説明者 会場としては、地区の公民館ですとか体育館、ハートピアなどで、男性の料理教室ですとか、一人暮らしのための料理教室、生活習慣病・糖尿病の予防教室、その回によってテーマを変えつつその大切さ、食事が健康につながることを伝える活動をしています。地区ごとにボランティアさんがいらっしゃるので、その地域に合わせてテーマを変えています。

委員 こういった教室は健康に対する意識の高い人しか行かないのでは。つまりその人は健康。そうじゃない人が来れるようにしないと。

説明者 そうですね。実際、自分は健康だと思って教室にいらっしゃると実は少し問題があったという方もいらっしゃいますし、健康に対しての意識が低い方も来ていただけるように頑張ります。

座長 では、他にはないようですので、ありがとうございました。
続きまして、福祉医療費助成事業について、保険年金課からお願いします。

(保険年金課:福祉医療費助成事業)

説明者 保険年金課水野です。よろしく申し上げます。
事業名、福祉医療費助成事業について説明します。事業内容としましては、出生から義務教育終了、中学生まで保険負担額2割または3割負担について、助成をし、無料化するという制度です。市から受給者証を発行し、県内の医療機関では保険証と受給者証を出していただければ、窓口の払いはなく、県外であれば保険証のみで自己負担していただき、その後窓口で領収書を持ってきていただければ、償還払いをするという形となっております。対象者には、出生届を窓口お持ちの際に様々な手続きをご案内する中に、この受給者証の申請も一緒に案内をするようにしております。受診件数については27年度77,466件、28年度は77,782件となっております。課題問題等は大きな問題なく皆様に利用していただいている制度と思います。子育て家庭の支援策として今後も継続していきたいと思っております。

座長 ありがとうございました。なにかご質問ありませんか。

- 委員 なぜこの指標と、評価を行ったのか。
- 説明者 数字だけを見ればB評価でもいいものだと思いますが、相対的な部分があります。この制度は平成20年4月に開始しており、その当時は先進的な制度でしたが、平成29年4月時点で県内すべての市町村で実施されております。ほかの市町村と同じ状況となってしまったため、この制度だけで人口増や、移住定住の促進という意味では少し薄くなってしまっているという面で、相対的にC評価をしています。
- 委員 そもそも目標値が100%というのは指標になるのでしょうか。前の2つもそうですが、指標そのものが適切かどうか。100%が前提であるならば、それはもう必須事業となる。その場合、この事業が地方創生に役立つというよりはどうしても必要な事業ということになる。100%であってもC評価されるのも分かるが、前の2つの評価方法と少し変わってしまう。
- 委員 総合戦略策定時にどの事業も必ずKPIを定めたが、その指標の定め方にも問題があり、画一化はされていない。この制度は100%以外ありえないものであり、これを目標にして評価することに対して疑問を持たれるのはよく分かる。
また、この事業は子育て事業として先進的に行ったときはとても意義があるものであったが、他市町村も同様の施策を行い、特徴的な施策ではなくなってしまう。ただ、事業自体には何も補助はなく、税金をたくさん使っており、皆様にもきちんと評価していただく事業ではあると思っています。
- 委員 であれば、評価の中にそういう理由が入っているといいですね。
- 座長 そうですね、評価の理由として他市町村と比べた結果等の具体的な内容があれば我々もよく分かると思います。
そのほか何かありませんか。よろしいでしょうか。
次の奨学金給付事業に移りたいと思います。教育総務課お願いします。

(教育総務課:奨学金給付事業)
- 説明者 教育総務課、課長補佐の鈴木と、総務係の丸山です。
事業名「奨学金給付事業」について説明します。
「1. 事業概要」です。
瑞浪市には、大学、短期大学、大学院(高等専門学校専攻科)などに在学している人を対象とした「加知奨学金」と、高校生など(特別支援学校高等部、高等専門学校生)を対象とした「瑞浪市奨学金」の2つの奨学金制度があります。どちらも返済義務のない給付型の奨学金で、進学の意欲と能力を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な学生と保護者への支援策として大きな役割を果たしています。
「2. 事業評価」をご覧ください。

決算額は1,534万5千円です。投入コストのうち、「その他」1,532万円は、奨学金のために積み立ててある基金からの繰入金、一般財源の2万5千円は、選考委員の報酬や郵便代など、奨学金以外の経費に充てられています。「重要業績評価指標(KPI)」の目標指標値は、「年間申請件数40件」です。昨年度は大学生35件、高校生12件、合計47件の応募があり、目標を達成しました。

目標達成のための取組みとして、きめ細やかな広報活動を行いました。

広報への掲載を年3回、市立中学校の全校生徒、保護者へのチラシの配布を5回、東濃地区にある全ての私立中学校、高校、大学などへのチラシとポスターの送付を年2回、行いました。応募者に「この制度をどのように知ったのか」を確認したところ、「広報で見た、学校で知った、HPで見た、人から紹介を受けた」という回答が多く、取組みの効果があつたと感じています。

次に、「効果検証」の実施状況です。

大学生には、平成19年に瑞浪市出身の医師・故・加知保様からいただいた3億円の寄附を原資として、月額3万円、入学一時金20万円を給付しています。昨年度は、新規奨学生10名を含む32名に対して、合計1,294万円を給付しました。

高校生には、市の奨学基金から月額1万円を給付しており、昨年度は、新規奨学生10名を含む20名に対して、238万円を給付しました。

問題・課題は、応募者、給付対象者に偏りが出る可能性があることです。

寄附者のご意向により、「修学の意欲と能力がありながら、経済的な理由により修学が困難な学生に対する支援」を目的としているため、成績要件などのほか、所得状況により選考を行います。したがってひとり親世帯や、同じ家庭から複数名の応募が多くなるなどの傾向があります。これに対する具体的改善内容としては、なるべく多くの学生や保護者の目にとまるよう、引き続き制度の周知に努めることが有効だと考えます。また、なるべく申請に対するハードルが低く感じられるよう申請様式の改善や必要な場合は選考基準の点検を行います。

担当課による事業評価は、「B」としました。

「今後の方針」は継続、理由は前年度に比べ申請者数・問合せ件数が増加しておりニーズが高いこと、教育の機会均等と優秀な人材の育成に寄与しているためです。

瑞浪市は、他市に先駆け、平成20年度から給付型の奨学金制度を行っており、これまでに大学生95名、高校生81名の修学を支援してきました。卒業時には、奨学生と保護者に手紙を書いていただいておりますが、奨学金のおかげで薬剤師の国家資格を取得できた。学びを社会に還元したい、将来地元で医療機関の仕事に従事するため取り組んでいる、夫が亡くなり不安だったが、娘は希望する大学を無事卒業できた、などの感謝の声をいただいております。

また、29年3月に市民協働課が作成した移住定住支援誌「みずなみ・ライフスタイルズ」でも、教育・子育てをサポートする施策の一つとしてPRしています。「子どもを産み育てるなら瑞浪で」という総合戦略の事業としてふさわしい事業と評価しています。

以上です。

座長 ありがとうございます。なにかご質問、ご意見をお願いします。

委員 確認ですが、対象は瑞浪市民であることでしょうか。

説明者 親が1年以上瑞浪市に住民票があることとなっています。

委員 ということは、子どもさんは他市でも問題ない。

説明者 そうです。高校はほとんどが瑞浪市ですが、大学になると様々です。

委員 可能であれば奨学金を受けた方が、瑞浪で就職をしていただけるといいですね。

説明者 市もアンケートを取っておりますが、やはり瑞浪に帰ってくる方は少ないです。ただ、地元貢献したいという意見もありますので、戻ってくる方が増えるといいなと思います。

委員 自分の若いころは給付型というのはほとんどなかった。とても良い制度だと思います。先にも話がありましたが、これが地方創生に繋がるように追跡調査が行えるといいと思います。

委員 これは基金で運用していますか。昔だと金融機関に預けておいて利息で基金の捻出をして助成しているところもありますが、今は難しいですね。取り崩しをしているんですか。

説明者 奨学金は原資が寄附の3億円で、平成20年度から給付を始めておりまして、そこから運用しております。おっしゃるように利子だけでは運用はできていません。

委員 昔は本当に利子でやっていけたんですけどね。難しいですね。せっきくの寄附が原資の奨学金、活かしていけるといいと思うので、追跡調査をしてもらえるといいと思います。

委員 私も、この基金の制度はいい制度だと思う。先程から話題に上がっている瑞浪市にいかんに学生さんが残っていけるかという問題はよく地元企業の方と話します。給付対象者の方に地元インターシップを優先的に受けられるような取組み、その企業も募集しないといけないですが、学生さんに瑞浪市の魅力が伝わるような工夫を一緒にしていけるといいと思いました。

説明者 ありがとうございます。ただ、寄附者の意向というのがどうしてもあり、地元に残るための寄附ではなく、広く世の中のための寄附ということで、そのような制約や決まりをつくるのは難しいです。

座長 わかりました。皆さん、他はよろしいですかね。ありがとうございました。ここで一旦、休憩をします。25分に再開します。

(10分休憩)

座長 それでは、時間には少し早いですが、皆様戻られましたので再開します。
次に入る前に、休憩前の質問について健康づくり課から説明をお願いします。

説明者 はい、先程ご質問いただいた件についてですが、厚生労働省HPより26年度の資料がございまして、配布いたしました。妊娠11週までのということで91.9%という数値で、ほぼ市の状況に近い数値でしたので、これを報告いたします。

座長 それでは、こちらを評価の参考にしてください。
それでは、後半の有害鳥獣被害防止対策事業について、農林課をお願いします。

(農林課:有害鳥獣防止対策事業)

説明者 有害鳥獣被害防止対策事業について説明します。農林課の和田と申します。よろしくお願ひします。

この事業は、平成27年度に国のICTまち・ひと・しごと創生推進事業(情報通信技術利活用事業)補助金を活用し、わな監視通報装置8、わな監視通報装置(無線中継器内蔵型)12、わな監視無線センサー48を市の備品として購入し、実際に捕獲を行う鳥獣被害対策実施隊員に貸し出しを行うものです。

この装置によりわなが作動すると設置した隊員の方へ自動的にメールが送信されることで、わな設置後の見回りの労力を大幅に軽減できます。

事業費については、導入時に通信費2年分を先払いしているため平成28年度の事業費はゼロですが、購入した装置を活用してイノシシ700頭、ニホンジカ16頭を捕獲し、平成28年度の水稲の被害額は6万円で、目標指標値である平成25年度が110万円だったのに対し94.5%の減少となっています。この結果は、本事業の利用によるものばかりではありませんが、一応の成果は上がっているものと考えます。また、この事業実施について隊員からの問題点の指摘はなく、見回りが非常に楽になったと高評価を得ています。今後も装置を活用し、引き続き捕獲をしていただけるよう、隊員の皆さんに働きかけていきたいと考えています。平成29年度以降は、通信費として年間43万2千円、動産総合保険料として年間5万4千円が必要となります。

以上で、説明を終わりますが、課長のほうから。

説明者 今、和田から説明させていただきましたが、この事業は10割が国の補助事業で行っております。市としましては、持ち出しもなく有利に行えたと思っております。目標の指標について、有害鳥獣被害額は平成25年までの5年間の平均被害額が110万円です。それをこの事業を活用して、イノシシ等の捕獲について有効に見回り等ができるようにして、被害額を減らしていこうというものであります。50%という目標ですが、具体的になぜこの数値という

根拠はないですが、ともかく被害を減らしたい、半減させたいという意味で設定いたしました。

以上でございます。

座長 ありがとうございます。何かこれに関するご質問はありますか。

委員 このわなは大型だけですか。小動物は扱っていない？

説明者 今回のICTを導入したのは大型のわなだけを対象としていますが、小型の動物は市が箱わなを貸し出しております。

委員 カモシカはどのような対策になっているのか。

説明者 カモシカは捕獲できません。万が一、捕れても逃がしています。中津川市では被害が顕著になったため、何頭が生息しているかという調査の基、何頭までは許可するという特例がありますが、瑞浪市はまだ被害がそこまででないです。

委員 小型が捕れたときの処分はどのようですか。

説明者 捕っているのは特定外来種のアライグマとヌートリアのみです。対象外の動物が捕獲された場合にはすぐ逃がしていただき、対象の動物の場合は市が全額負担するため、病院に連れて行き、処分をしてもらいます。

委員 他市の情報として捕獲すると報奨金がもらえると聞いたことがあるが瑞浪でもやっているのか。その際に証拠は必要ですか。

説明者 瑞浪市でも報奨金制度は導入しておりますし、証拠は写真で十分です。また、当市では20名の方を公務員に準ずる方ということで任命し、その方が認定を行っているため、確認は問題ないと思っております。

委員 驚いたのは年間に700頭も捕れているんですね。

説明者 それでも被害額は横ばいに近い状態です。28年度は約550頭、27年度が約780頭と、例年700頭近く捕獲しています。イノシシは繁殖力が高いので、捕獲をやめるとすぐ増えてしまうため、捕獲し続けていかなければなりません。

委員 個人は被害を100%自分で負うことになる。自分の畑にカモシカやタヌキを見かけることがある。そういった意味ではこの事業はとても大切だと思う。

説明者 イノシシは25、30年前にはほとんど見かけることはなかったです。山が荒れているという問題もありますが、山よりも里の方が圧倒的においしいものがあるということが分かってきています。

委員 わなを設置する場所はどのように決めているんですか。

説明者 経験豊富な猟師の方がよく分かっており、その方々に設置場所は任せています。餌をまいて集めるようにしているので、なるべく人家から離れた場所で設置をしていただいておりますし、被害の報告が増えた地域を重点的に行うように指示をしています。

座長 他よろしいでしょうか。ありがとうございます。
では、続きまして瑞浪市生物多様性事業で、環境課をお願いします。

(環境課:瑞浪市生物多様性保全事業)

説明者 環境課、小栗です。よろしく申し上げます。

生物多様性保全事業につきましては、優良な住環境の整備をするという観点から保全事業を位置づけをしております。その中で、生物多様性事業には2つの面がありまして、今回の黒の田湿地の保全活動、もう1つは問題になっているオオキンケイギクのような特定外来生物の駆除をすることによって従来の在来生物を守るという2つです。黒の田湿地の保全事業及び生物調査は平成27年度で終了しており、その部分の評価をしていただければと思います。詳しくは加藤から説明いたします。

説明者 環境課の加藤です。瑞浪市生物多様性事業について、説明させていただきます。

主な事業内容は、平成27年度に、瑞浪市と恵那市にまたがり、黒の田湿地の保全活動及び生物調査がスタートとなった事業となります。具体的な調査内容につきましては、計画の準備として、既存の文献資料、特に岐阜県並びに瑞浪市に関する資料等を調査するとともに、十分な成果が得られるよう調査範囲、調査時期、調査方法の検討を行い、現地調査の計画を立てました。

概況調査についても、気象および地形等について、既存資料を基に概況を把握し、また、水質については、PH、水温、電気伝導度等を早春季、春季、初夏、夏季、秋季の5回測定しました。湧水源および湿地構造について、現地踏査によって把握しました。動植物現況調査については、植物、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類を行っております。

動植物現況調査結果をデータで整理し、確認した生物の目録を作成しています。また、貴重種について確認状況を整理し、分布図も作成しています。

続きまして、問題・課題について、説明させていただきます。

今回の調査結果をもとに、貴重な湿地であることや希少動植物がいることが判明し、それを多くの人に知ってもらうことは、保全保護に繋がります。保存会のメンバー減少や高齢化の問題もありますので、周知は保全活動には非常に助かると思います。ただ、同時に、人の

立ち入りによる移入種の持込みや植物が踏みつけられたり、乱獲などが課題となってきました。現に、本来生息していないミズバショウが生育している箇所が確認されました。人の手によって持ち込まれた可能性があります。生態系が壊れると、元に戻すことは大変困難なため慎重に取り扱いを行わなければなりません。

こういった問題課題を踏まえ、具体的な改善内容について、地元保存会と相談したところ、調査結果の公表は慎重に行う必要があるとの結論にいたりしました。既に、保存会及びスポーツ文化課には情報提供しておりますので、今後は、教育関連施設(図書館、小中学校)や事前に要望のあった近隣市などの団体に限定し情報を提供していきます。

平成28年度は、生物多様性保全という趣旨のもと、特定外来生物に指定されているオオキンケイギクの駆除を行いました。オオキンケイギクの繁茂は、日本の風景を変え、生物多様性を損なう恐れがあります。繁殖力が強く、日本の在来種が駆逐してしまいます。種ができる前である5月中旬に駆除を行いました。また、広報等を活用し、市民にも駆除の協力をお願いしています。

以上で、説明を終わります。

座長 ありがとうございます。何かご質問ありますか。

委員 終了というのは、県支出金10/10となっているのが終了したということか。

説明者 そうです。

委員 県支出金が終了しても、駆除は引き続き行うということですね。

説明者 はい。黒の田は終わりですが、他にも湿地や特徴的なところがありますので、そのような情報があれば、県の森林環境税をあてて行うことができます。もちろん、継続的に外来種等の駆除等は実施していきます。

委員 そういのはもう一般財源しかできないのですか。

説明者 いえ、大々的に事業を行えば森林環境税が使えます。

座長 他はよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。これについては終了いたします。

では、本日最後になります、高齢者移送サービス事業を地域包括センターから願います。

(地域包括センター:高齢者移送サービス事業)

説明者 こんにちは。瑞浪市地域包括支援センターの地域支援係長の寺社下と申します。

本日はよろしく申し上げます。

お手元の事業評価シートの事業内容から説明いたします。リフト付きのタクシーというところで、対象者というのは寝たきり状態の方となりまして、介護保険の中では車いすの方に対しての介護タクシーを利用できる制度があるんですが、寝たきりの方ですとリフト付きのタクシーという特殊なタクシーの利用が必要となります。こちらのリフト付タクシーについては、介護保険の適用がないため、市独自で助成を行っている制度であります。それで、在宅の方が対象となっており、施設入所の方ですとか、社会福祉課で障害者用のタクシーチケットを受給している方は対象外となります。実施状況といたしましては、移動困難な高齢者の方のリフト付タクシーの利用を助成することで社会的効率間の軽減、心身機能の維持向上及び介護者の身体的な負担の軽減を図るということで、在宅福祉及び社会参加の促進を図るものとしております。問題点、課題としては、先ほど申し上げた通り介護保険の制度外サービスとして、現在利用者の方が少ない状態です。28年度の実績では17回、実際の人数としては5名の方に利用していただいております。27年度は16回で利用人数は3人の方です。利用人数としては少ない状態です。具体的改善内容としては、利用者の拡大利用のため、平成29年度に対象者の条件、利用女権の緩和等を行いました。具体的には今まで、対象者の条件は身体障害者1級、2級かつ要介護3以上という、重度の方のみであったが、どちらかが該当すれば対象者になるように改正を行いました。また、利用条件も今までは医療機関と自宅の往復、もしくは社会参加できる場所という限定されていましたが、そちらも買い物等に使っていただけるようにして、比較的に利用しやすくなるような29年度に改正を行いました。

以上です。

座長 何か補足はございますか。

説明者 基本的に高齢者移送サービスについては、施設に入っていらっしゃる方というよりは在宅の方へ向けた支援ということになります。在宅でほぼ寝たきりの方の移動手段としてリフト付タクシーを使われるサービスとなりますので、病院まで通うにも大変な方が今まで多かったので、少し緩和させていただいて、見直しを行ったということになります。今後、施設は限られてくるため在宅介護を受ける方が増えることを見越して緩和を行いました。

以上です。

座長 ありがとうございます。何かご質問はありませんか。

委員 助成というのはどういったものですか。

説明者 要綱を改正いたしまして、3,000円まで、もしくは半額のどちらか金額の低い方で上限は3,000円です。

委員 予算が7万円ですよ。目標が100回利用なので、30万が限度となるはずですが。

説明者 予算は実態からきております。

委員 対象となる方は市内でどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

説明者 寝たきりの方がどのくらいいらっしゃるかを把握できていません。29年3月末現在で、要介護度3の方は283名、要介護度4の方260名、要介護度5の方が164名、身体障害者1級の方が425名、2級の方が205名、合計で1,337名が対象となりうる方ですが、寝たきりの方かどうかは分かっておりません。

説明者 付け加えるならば、身体障害者1級の方でも心臓疾患等、内部疾患の方もいらっしゃるかもしれませんし、その方々は基本的には動ける。寝たきり状態ではなく別の制度を利用されている方もいらっしゃる。実際の人数がそのまま当てはまるわけではありません。

さらに、要介護度5となると在宅というよりは施設入所している方のほうが多いという実情があり、在宅で寝たきり状態の方が何名いらっしゃる方というところは把握しておりません。

委員 こういう方を送り迎えする場合はご家族、もしくはケアマネージャーの方の付き添いが必要だと思いますが、そのような方はいらっしゃいますか。

説明者 このリフト付タクシーの運転手さんは資格を持った方が行っているのですが、万が一寝たきりの方が一人暮らしだったとしても、利用可能となります。

委員 今までの利用区間は市内が多いですか。

説明者 自宅から病院への往復が高いです。東濃厚生病院や、土岐総合病院との往復です。

委員 介護タクシーとリフト付きの違いはなんですか。

説明者 介護タクシーは車いすの方、リフト付きの方はストレッチャーで寝る姿で乗ります。先ほど申し上げた対象者も要介護と身体障害者の方は同一の方も見えますし、対象外の方もいます。実際にリフト付タクシーが必要な方、対象人数はかなり絞られています。

委員 業者はどこがありますか。

説明者 市内で、陶にありますがSKU、市外の3事業者がありまして、ほとんどがSKUを使われています。

委員 目標100回について実績値があまりにも少ない。今後、どうされていきますか。

説明者 29年度に要綱も変更したので、これから様子を見たいです。
またケアマネージャーから在宅の方への周知を徹底したいです。

委員 利用は事前申請ですか。

説明者 そうです。現在申請している人は5人で、途中で増えたり減ったりします。

委員 何回利用してもいいですか。

説明者 限度は月に4回。片道で1回計算ですので、往復すると2回となり、月2回往復が上限となります。

座長 ありがとうございます。いずれにしてもこの事業は周知を徹底していただいて、もっと利用していただけるようにしていかないといけないですね。
他はよろしかったですかね。ありがとうございます。

座長 なにか全体のことでご質問があれば受けたいと思いますが。

委員 終了のところは今後の方針は、終了という記載でよろしいでしょうか。

事務局 黒の田湿地については終了、そのほかの駆除等は継続して行うという、先程の説明のとおりとなります。総合戦略に挙げる事業としてはこれで終了となります。

委員 目標値が正しいという前提で、数値だけ見ると評価がAなのにBというところは、感覚的な評価がされている事業がありましたが、その理由を聞くことはできましたので、そのような判断を行ってもいいのか。

事務局 本来は数値的な評価されるべきところですが、質問のとおり各事業の説明でたとえば本来Aの数値でもBの評価となる理由がある事業もあったかと思っておりますので、その辺りの評価は皆様の感覚にお任せします。

他の質問はよろしかったですか。

<質疑なし>

座長 では、これで事業説明等はすべて終了ですので、皆様評価のご提出をお願いします。
これで本日の議事はすべて終了しましたので、事務局に引き継ぎます。

事務局 座長さん、円滑の議事進行ありがとうございました。

事務局より報酬についての説明をいたします。

(報酬についての説明)

事務局

本日担当課から説明させていただきました資料6については次回の会議までに評価をお願いします。データの方は会議終了後に送付いたしますので、返送をお願いします。最後に、次の日程を調整させていただきたいと思います。

(日程調整)

事務局

では、少し座長と調整をいたしまして改めて皆様にご案内いたします。できれば、8月上旬に開催できるよういたします。

(後日、8月10日13時～市役所4階全員協議会室での開催が決定)

本日は、慎重審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、第1回まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を終了いたします。

ありがとうございました。